

## 日本農林規格等に関する法律施行規則の改正について（検討中）

## 1 改正の趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日改定（閣議決定））等において、各府省は、行政における業務の抜本見直し、デジタル化の推進等を検討することが求められている。

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格制度（以下「JAS 制度」という。）について当該検討を行い、令和 3 年度から農林水産省共通申請サービスによる電子申請を開始するとともに、併せて手続の簡素化・適正化、申請者の負担軽減等のため、日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）を改正する。

## 2 改正の概要

## (1) 申出文書等の提出部数の削減

農林水産大臣に提出する文書等について、その提出部数を以下のとおり削減する。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| ① 日本農林規格の制定等に係る申出文書 | 正副 3 通 → 1 通 |
| ② 公聴会開催請求書          | 正副 3 通 → 1 通 |
| ③ 登録（外国）認証機関の業務規程   | 正副 2 通 → 1 通 |
| ④ 不適正な格付の表示等に係る申出文書 | 正副 3 通 → 1 通 |

## (2) 申請書等に添付する書類の省略

## ① 登録認証機関の登録等の申請書の添付書類の省略等

登録認証機関の登録等の申請書に添付する書類（添付書類）について、登録更新の申請や、既存の登録認証機関が他区分に係る登録の申請をする場合等であって、当該書類の内容が既に提出されているものの内容と同一である場合等において、当該書類の添付を省略することができることとする。

また、添付書類に変更があった場合における届出の対象を縮小する（認証業務に従事する者、登録認証機関の役員の氏名、略歴等を届出の対象から除外）とともに、各申請書・届出書の様式について、押印（又は署名）を必須としないこととする。

## ② 登録認証機関等の地位の承継の届出書の添付書類の省略

登録認証機関等の地位の承継に係る届出書に添付する、地位を承継したことを証する書面として提出される登記事項証明書について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、法人番号の提供等の措置により添付を省略することができるよう所要の改正を行う。（※「登記事項証明書」の文言が、個別法令に明示されていなければ、当該規定による添付の省略ができないため。）

## （3）登録認証機関の認証に関する業務等の適正化

### ① 輸出証明書の発行業務の方法に関する基準等の新設

登録認証機関が、認証事業者等からの要請に応じて行う輸出品が格付品であることを証する書面（輸出証明書）の発行について、当該業務の方法に関する基準（発行に関し必要な審査の実施義務）を設けるとともに、輸出証明書の発行実績の報告義務規定を設ける。

これに伴い、登録認証機関の業務規程等において、当該業務に係る料金の算定方法、業務の実施方法等に関する規定が必要となる。

### ② その他

登録外国認証機関等が納付する登録・登録更新・検査の手数料（旅費相当額）に係る旅費の額の計算の細目について、審査等の実施日数を実際の審査等の日数により計算することとする等、所要の改正を行う。

## 3 スケジュール（予定）

令和2年12月	パブコメ
～令和3年1月	
1月	公布（官報掲載）
4月1日	施行

※ 輸出証明書の発行業務の方法に関する基準に係る部分は、令和4年1月1日（発行実績の報告義務に係る部分は、令和5年1月1日）